○関東地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第十九号東京都市計画公園事業第八・八・四号清澄公園

三　事業施行期間　自平成十年一月八日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十年建設省告示第十九号、平成十年建設省告示第二千百十三号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十一号、平成二十年関東地方整備局告示第百六十一号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百四十六号の事業地のうち東京都江東区清澄三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都江東区清澄二丁目及び清澄三丁目地内

○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至平成三十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区成田東一丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

○関東地方整備局告示第百八十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十八年建設省告示第千百十七号、昭和三十年建設省告示第九百九十号、昭和三十四年建設省告示第千五百八十六号、昭和三十八年建設省告示第八百十三号、昭和四十三年建設省告示第七百一号、昭和四十六年建設省告示第五百九十一号、昭和四十八年建設省告示第六百四号、昭和五十一年建設省告示第四百二十七号、昭和五十六年建設省告示第五百三十三号、昭和六十一年建設省告示第三百二号、平成三年建設省告示第五百八十六号、平成七年建設省告示第五百四十五号、平成七年建設省告示第千八百四十二号、平成十一年建設省告示第二百十五号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十二号、平成二十年関東地方整備局告示第百六十二号、平成二十一年関東地方整備局告示第三十号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百四十五号の事業地のうち東京都練馬区石神井町五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都練馬区石神井台一丁目、石神井台二丁目及び石神井町五丁目地内

○関東地方整備局告示第百八十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第千九百二十一号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園及び昭和六十二年建設省告示第九百五十七号東京都市計画公園事業第九・六・三号水元公園

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都葛飾区水元公園地内

○関東地方整備局告示第百八十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月二十九日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年関東地方整備局告示第百二十六号東京都市計画公園事業第六・五・十二号宇喜田公園

三　事業施行期間　自平成十八年三月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

三　事業施行期間　自昭和二十八年三月三十日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和二十八年建設省告示第三百六十七号、昭和三十年建設省告示第八百八十二号、昭和三十一年建設省告示第千九百十七号、昭和三十三年建設省告示第九百九十号、昭和三十四年建設省告示第千五百八十六号、昭和三十八年建設省告示第八百十三号、昭和四十三年建設省告示第七百一号、昭和四十六年建設省告示第五百九十一号、昭和四十八年建設省告示第六百四号、昭和五十一年建設省告示第四百二十七号、昭和五十六年建設省告示第五百三十三号、昭和六十一年建設省告示第三百二号、平成三年建設省告示第五百八十六号、平成七年建設省告示第五百四十五号、平成七年建設省告示第千八百四十二号、平成十一年建設省告示第二百十五号、平成十五年関東地方整備局告示第百七十二号、平成二十年関東地方整備局告示第百六十二号、平成二十一年関東地方整備局告示第三十号及び平成二十二年関東地方整備局告示第百四十五号の事業地のうち東京都練馬区石神井町五丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都練馬区石神井台一丁目、石神井台二丁目及び石神井町五丁目地内